

市区町村別集計項目(推進体制等)

市区町村別集計項目（推進体制等）															岐阜県			
															市区町村数	42		
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						15	26	13				40						
21	201	岐阜市	男女共生・生涯学習推進課	1	1	1	1	岐阜市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
21	202	大垣市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	大垣市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		大垣市第五次男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
21	203	高山市	生涯学習課	1	2	1	1	高山市男女共同参画推進条例	2002年12月25日	2003年4月1日		第5次高山市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
21	204	多治見市	くらし人権課	1	2	2	1	多治見市男女共同参画推進条例	2005年6月27日	2005年7月1日		第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
21	205	関市	市民協働課	1	2	1	1	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		第3次せき男女共同参画まちづくりプラン	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
21	206	中津川市	市民協働課	1	2	2	1				4	なかつがわ男女共同参画プラン(第4次)	2016年4月1日	～	2027年3月31日	2	1	
21	207	美濃市	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次男女共同参画いきいきプラン	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
21	208	瑞浪市	市民協働課	1	2	2	1				4	第3次みずなみ男女共同参画プラン	2024年4月	～	2034年3月	1	1	
21	209	羽島市	市民協働課	1	2	1	1				4	羽島市男女共同参画プラン	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
21	210	恵那市	企画課	1	2	2	1				4	第2次男女共同参画プラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
21	211	美濃加茂市	ひとづくり課	1	2	2	1				4	第3次美濃加茂男女共同参画基本計画	2020年4月	～	2030年3月	2	1	
21	212	土岐市	市民活動課	1	1	2	1				4	第3次土岐市男女共同参画プラン	2024年4月	～	2034年3月	1	1	
21	213	各務原市	まちづくり推進課	1	2	2	1	各務原市男女が輝く都市づくり条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第4次かかみがはら男女共同参画プラン	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
21	214	可児市	地域協働課	1	2	1	1	可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2007年6月13日	2007年7月1日		第4次可児市男女共同参画プラン	2024年4月	～	2028年3月	1	1	
21	215	山県市	企画財政課	1	2	1	1	山県市男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年3月20日		第4次山県市男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
21	216	瑞穂市	総合政策課	1	2	1	1	瑞穂市男女共同参画推進条例	2010年12月17日	2011年4月1日		瑞穂市第二次男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2030年3月31日	1	1	
21	217	飛騨市	企画部総合政策課	1	2	2	1				4	第3次飛騨市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
21	218	本巣市	企画広報課	1	2	1	1				4	第4次本巣市男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
21	219	郡上市	企画課	1	2	2	1	郡上市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日		第3次郡上市男女共同参画プラン	2020/4/1	～	2025/3/31	1	1	
21	220	下呂市	企画課	1	2	2	2				4	下呂市女性の活躍推進計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1	
21	221	海津市	生活・環境課	1	2	1	1	海津市男女共同参画推進条例	2008年3月24日	2008年4月1日		第4次海津市男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
21	302	岐南町	総務課	1	2	2	2				4	第3次岐南町男女共同参画プラン	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
21	303	笠松町	総務課	1	2	1	2				4	第4次笠松町男女共同参画プラン	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
21	341	養老町	総務部総務課	1	2	1	1	養老町男女共同参画のまちづくり条例	2005年3月28日	2005年4月1日		養老町第三次男女共同参画プラン	2022年4月	～	2032年3月	1	1	
21	361	垂井町	企画調整課	1	2	1	1				4	垂井町第3次男女共同参画プラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1	
21	362	関ヶ原町	総務課	1	2	2	2				4	関ヶ原町男女共同参画プラン(第4次)	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
21	381	神戸町	まちづくり戦略課	1	2	2	2				4	第2期神戸町男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
21	382	輪之内町	総務危機管理課	1		2	1	輪之内町男女共同参画推進条例	2011年3月9日	2011年4月1日		発見!必見!わのうち未来へつなぐプラン ～誰もが自分らしく生きられる社会のために～	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
21	383	安八町	まちづくり推進課	1	2	2	1				2	安八町男女共同参画プラン	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
21	401	揖斐川町	政策広報課	1	2	2	1				4	揖斐川町第3次男女共同参画プラン	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
21	403	大野町	総務課	1	2	2	2				4	男女共同参画プランおおの	2023年4月	～	2033年3月	2	1	
21	644	池田町	教育委員会 社会教育課	2	2	2	2				4	池田町男女共同参画プラン「いけだチャチャ」	2023年4月1日	～	2033年3月31日	2	1	
21	421	北方町	政策財政課	1	2	2	2				4	北方町男女共同参画プラン	2017年4月	～	2025年3月	1	1	
21	501	坂祝町	企画課	1	2	2	2				4							2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
21	502	富加町	企画課	1	2	2	2				4	富加町男女共同参画計画	2024年3月 ～ 2034年3月		2	1	
21	503	川辺町	企画課	1	2	2	2				4	川辺町男女共同参画基本計画	2015.4.1 ～ 2025.3.31		2	1	
21	504	七宗町	ふるさと振興課	1	2	2	2				4	七宗町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日		2	1	
21	505	八百津町	総務課	1	2	2	2				4	第2次八百津町男女共同参画基本計画	2020年4月 ～ 2030年3月		1	1	
21	506	白川町	企画課	1	2	2	2				4	白川町男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2028年3月		1	1	
21	507	東白川村	総務課	1	2	2	2				4	東白川村男女共同参画基本計画	2020年4月 ～ 2025年3月		1	1	
21	521	御嵩町	企画課		2	1	1				4	御嵩町第4次男女共同参画プラン	2020年度 ～ 2024年度		1	1	
21	604	白川村	総務課	1	2	2	2				4						2

＜選択肢回答＞

- 所属
- 1 首長部局
 - 2 教育委員会

- 事務所掌
- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
 - 2 1ではない

- 庁内連絡会議
- 1 有
 - 2 無

- 諮問機関
- 1 有
 - 2 無

- 男女共同参画に関する条例
- 現在の状況
- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
 - 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
 - 3 その他
 - 4 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
- 女性活躍推進法の推進計画との関係
- 1 一体
 - 2 一体でない
- 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)
- 1 単独計画として策定
 - 2 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
- 1 策定予定有
 - 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	施設管理		事業運営		その他
													指定管理者	その他	直営	指定管理者	
			3							0	3	2	1	0	2	1	0
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター		500-8521	岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエア-G1階	058-268-1052	058-271-1261	https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/		○		○			○	
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	ハートリンクおおがき	503-0911	岐阜県大垣市室本町5丁目51番地	0584-47-8549	0584-47-8838	http://www.city.ogaki.lg.jp/3-3-0-0-0_4.html		○	○			○		
21	203	高山市															
21	204	多治見市															
21	205	関市															
21	206	中津川市															
21	207	美濃市															
21	208	瑞浪市															
21	209	羽島市															
21	210	恵那市															
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola		505-0023	美濃加茂市健康のまち1丁目2番地みのかも健康プラザ内	090-9022-2200		https://camihno-minokamo.com/		○	○			○		
21	212	土岐市															
21	213	各務原市															
21	214	可児市															
21	215	山県市															
21	216	瑞穂市															
21	217	飛騨市															
21	218	本巣市															
21	219	郡上市															
21	220	下呂市															
21	221	海津市															
21	302	岐南町															
21	303	笠松町															
21	341	養老町															
21	361	垂井町															
21	362	関ヶ原町															
21	381	神戸町															
21	382	輪之内町															
21	383	安八町															
21	401	揖斐川町															
21	403	大野町															
21	644	池田町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	施設管理			事業運営					
			名称	愛称・通称						単独	複合	直営	指定 管理者	その他	直営	指定 管理者	その他	
21	421	北方町																
21	501	坂祝町																
21	502	富加町																
21	503	川辺町																
21	504	七宗町																
21	505	八百津町																
21	506	白川町																
21	507	東白川村																
21	521	御嵩町																
21	604	白川村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額(千円)	問6－8 主な事業									
					常勤(雇用が ない職員)	非常勤(雇用が ある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					3	3	3	3	0	2	1	0	0	
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター	2002年1月26日	3	3	6,245	○	○	○	○		○	○			大学・短期大学との連携事業(情報紙発行)
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	2017年10月11日	3	3	1,028	○	○	○	○		○				
21	203	高山市															
21	204	多治見市															
21	205	関市															
21	206	中津川市															
21	207	美濃市															
21	208	瑞浪市															
21	209	羽島市															
21	210	恵那市															
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola	2018年9月21日	0	4	2,736	○	○	○	○						
21	212	土岐市															
21	213	各務原市															
21	214	可児市															
21	215	山県市															
21	216	瑞穂市															
21	217	飛騨市															
21	218	本巣市															
21	219	郡上市															
21	220	下呂市															
21	221	海津市															
21	302	岐南町															
21	303	笠松町															
21	341	養老町															
21	361	垂井町															
21	362	関ヶ原町															
21	381	神戸町															
21	382	輪之内町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 （雇用 が ない 職 員）	非常勤 （雇用 が あ る 職 員）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
21	383	安八町															
21	401	揖斐川町															
21	403	大野町															
21	644	池田町															
21	421	北方町															
21	501	坂祝町															
21	502	富加町															
21	503	川辺町															
21	504	七宗町															
21	505	八百津町															
21	506	白川町															
21	507	東白川村															
21	521	御嵩町															
21	604	白川村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7ー2			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		21	0	0.0	29	0	0.0	21	1	4.8	16	0	0.0	7,562	385	5.1
21	201	岐阜市				1	0	0.0	2	0	0.0							2427	253	10.4
21	202	大垣市	2005年3月18日	大垣市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							489	15	3.1
21	203	高山市				1	0	0.0	2	0	0.0							278	3	1.1
21	204	多治見市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	2	4.0
21	205	関市				1	0	0.0	1	0	0.0							563	11	2.0
21	206	中津川市				1	0	0.0	2	0	0.0							164	2	1.2
21	207	美濃市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	1	1.4
21	208	瑞浪市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
21	209	羽島市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	1	0.9
21	210	恵那市				1	0	0.0	1	0	0.0							459	19	4.1
21	211	美濃加茂市				1	0	0.0	2	0	0.0							169	1	0.6
21	212	土岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							249	6	2.4
21	213	各務原市	2005年9月26日	男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							379	28	7.4
21	214	可児市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	5	4.0
21	215	山県市				1	0	0.0	1	0	0.0							148	0	0.0
21	216	瑞穂市				1	0	0.0	2	0	0.0							94	4	4.3
21	217	飛騨市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	2	2.0
21	218	本巣市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	5	4.2
21	219	郡上市				1	0	0.0	2	0	0.0							107	0	0.0
21	220	下呂市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	0	0.0
21	221	海津市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	5	2.9
21	302	岐南町										1	1	100.0	1	0	0.0	34	2	5.9
21	303	笠松町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
21	341	養老町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
21	361	垂井町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	5	3.8
21	362	関ヶ原町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
21	381	神戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	382	輪之内町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
21	383	安八町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
21	401	揖斐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	1	0.8
21	403	大野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
21	421	北方町										1	0	0.0	0	0		49	4	8.2
21	501	坂祝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
21	502	富加町										1	0	0.0	0	0		23	0	0.0
21	503	川辺町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
21	504	七宗町										1	0	0.0	0	0		32	1	3.1
21	505	八百津町										1	0	0.0	1	0	0.0	77	0	0.0
21	506	白川町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
21	507	東白川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	3	15.8
21	521	御嵩町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	2	2.9
21	604	白川村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	2	12.5

<選択肢回答>

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															

男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード				1	2024年4月1日				2	その他																							
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	目標設定の対象である審議会等の範囲							問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード												
			問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)					(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																	
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
						1,612	1,358	23,420	7,516	32.1		1,169	949	15,788	4,656	29.5	232	146	1,470	275	18.7	953	90	9.4	995	91	9.1						
		小計									1,153	933	15,327	4,478	29.2	222	140	1,436	266	18.5													
21	201	岐阜市		2028年3月	40%以上60%以下	195	169	2,852	1,065	37.3	全附属機関・委員会等	155	112	1,629	489	30.0	6	2	68	5	7.4	56	4	7.1	57	4	7.0	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日
21	202	大垣市	40.0	2025年3月		105	93	2,125	854	40.2	要綱等により設置されている懇話会、会議等	44	42	785	241	30.7	5	4	33	8	24.2	40	5	12.5	41	5	12.2	2	2024年1月1日	2	2024年1月1日	2	2024年1月1日
21	203	高山市	40.0	2025年3月		37	35	735	271	36.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会等(広域除く)	32	30	701	262	37.4	5	5	34	9	26.5	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1	
21	204	多治見市		2028年3月	40～60%	121	114	1,266	485	38.3	執行機関である委員、又は委員会及び財産区管理会は除く。	44	44	510	169	33.1	6	4	32	6	18.8	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	
21	205	関市	40.0	2029年3月		55	48	658	168	25.5	法令又は条例、規則等により設置されている審議会及び委員会等のうち、女性の登用が極めて難しい委員会(財産区管理など)を除いたもの	49	43	623	157	25.2	6	5	35	11	31.4	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日
21	206	中津川市	30.0	2027年3月		73	57	2,236	651	29.1	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3.条例、規則等に設置されている懇話会、会議等 4.要綱等により設置されている懇話会、会議等	27	21	544	205	37.7	6	5	68	12	17.6	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
21	207	美濃市	35.0	2028年3月		53	43	581	158	27.2		8	6	77	17	22.1	6	4	26	6	23.1	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
21	208	瑞浪市		2034年3月	西暦2034年3月までに、40～60%	57	46	785	268	34.1	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	14	10	212	78	36.8	6	4	30	8	26.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
21	209	羽島市	35.0	2025年3月		69	62	1,034	320	30.9	地方自治法に基づく審議会等、要綱等に基づき設置された審議会、委員会等	46	41	504	159	31.5	6	4	33	10	30.3	19	6	31.6	20	6	30.0	1		1		1	
21	210	恵那市	40.0	2026年3月		76	54	1,121	316	28.2	行政各種委員会(設置根拠が規則等である場合を含む)	16	12	271	69	25.5	6	5	35	10	28.6	30	9	30.0	31	9	29.0	1		1		1	
21	211	美濃加茂市	40.0	2030年3月		60	53	993	325	32.7	(1)地方自治法第180条の5に基づく委員会等(2)地方自治法第202条の3(附属機関)に基づく審議会等(3)その他、規則・要綱等に基づき設置されている審議会等	53	45	883	287	32.5	5	3	28	7	25.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1			
21	212	土岐市	33.0	2034年3月		56	47	700	177	25.3	要綱等により設置されている審議会等	22	19	283	46	16.3	6	4	30	5	16.7	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
21	213	各務原市	35.0	2025年3月		88	82	1,349	447	33.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会、その他の規則や要綱で設置したもの	65	60	823	269	32.7	6	5	37	8	21.6	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1	
21	214	可児市	35.0	2028年3月		73	60	765	268	35.0	(1)地方自治法180条の5に基づく委員会等(2)地方自治法202条の3に基づく委員会等(3)要綱・要領に基づく審議会等(4)その他規定・規約に基づく審議会等	33	26	619	185	29.9	5	2	36	4	11.1	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1	
21	215	山県市	40.0	2027年3月		45	42	524	194	37.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	56	37	493	194	39.4	6	5	31	8	25.8	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
21	216	瑞穂市	40.0	2030年3月		33	32	471	110	23.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	36	34	523	125	23.9	5	2	26	4	15.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
21	217	飛騨市	30.0	2026年3月		12	11	191	42	22.0		12	11	191	40	20.9	6	3	36	5	13.9	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1	
21	218	本巣市	35.0	2029年3月		52	43	809	242	29.9	法律、政令及び条例に基づき設置された審議会等に加え、要綱、規則及び規程に基づく審議会等	23	18	361	96	26.6	5	4	52	9	17.3	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1	
21	219	郡上市	40.0	2026年3月		15	15	412	92	22.3	平成30年度時点で委員総数が10人以上かつ女性比率が30%を下回っている審議会	33	33	839	303	36.1	6	4	54	10	18.5	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1	
21	220	下呂市				0	0	0	0			24	12	369	49	13.3	6	4	43	8	18.6	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
21	221	海津市			2027年3月までに40～60%(早期に30%)	58	49	677	197	29.1	(1)地方自治法第180条の5に基づく委員会等(2)地方自治法第202条の3に基づく審議会等(3)条例に基づく審議会等(4)規則・規定・要綱・要領に基づく審議会等	16	16	212	59	27.8	6	5	51	7	13.7	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
21	302	岐南町	37.0	2025年3月		18	11	200	69	34.5		9	6	122	22	18.0	4	2	20	4	20.0	20	1	5.0	21	2	9.5	1		1		1	
21	303	笠松町		2029年3月	40%以上60%以下	55	39	775	209	27.0	1.法律又は政令により設置されている審議会等2.法律により設置されている委員会等3.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等4.要綱等により設置されている懇談会、会議等	27	21	488	130	26.6	4	1	24	2	8.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
21	341	養老町	30.0	2027年3月		22	20	280	76	27.1	地方自治法(題202条の3)に基づく審議会等	22	20	261	72	27.6	5	1	33	2	6.1	19	4	21.1	20	4	20.0	1		1		1	
21	361	垂井町	50.0	2033年3月		20	19	314	126	40.1	岐阜県男女共同参画状況調査(各年度4月1日)の地方自治法180の5、法202条の3(広域除く)から	20	19	314	125	39.8	5	3	38	7	18.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
21	362	関ヶ原町	40.0	2028年3月		26	10	131	17	13.0		26	10	131	17	13.0	5	3	26	3	11.5	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1		1	
21	381	神戸町	33.0	2025年3月		5	4	28	5	17.9	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	16	12	170	46	27.1	5	4	28	5	17.9	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1		1	
21	382	輪之内町				0	0	0	0			26	18	236	63	26.7	5	3	27	5	18.5	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1		1	
21	383	安八町	30.0	2028年3月		23	20	347	88	25.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	23	20	346	88	25.4	5	3	43	9	20.9	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
21	401	揖斐川町	30.0	2029年3月		15	10	183	36	19.7	法令・条例に基づく町の審議会等	13	8	130	12	9.2	5	2	52	9	17.3	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
21	403	大野町	25.0	2033年3月		27	24	238	58	24.4	地方自治法第180条の5及び第202条の3	22	20	211	52	24.6	5	4	27	6	22.2	10	2	20.0	11	2	18.2	1		1		1	
21	644	池田町				0	0	0	0			8	6	91	25																		

都 道 府 県	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード																					
		問8-1				問8-2						(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																							
		目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 女 性 委 員 数				女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他				
21	505	八百津町				0	0	0	0							14	8	171	37	21.6	5	2	27	4	14.8	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1		
21	506	白川町					0	0	0	0						5	5	69	7	10.1	5	3	27	7	25.9	26	1	3.8	27	1	3.7	1				1		
21	507	東白川村					0	0	0	0						8	7	78	17	21.8	5	3	28	5	17.9	18	0	0.0	19	0	0.0	1			1		1	
21	521	御嵩町	40.0	2025年3月			66	46	640	182	28.4	1～4				16	14	164	41	25.0	5	3	31	7	22.6	18	2	11.1	19	2	10.5	1			1		1	
21	604	白川村					1	0	0	0						6	6	50	11	22.0	5	3	25	5	20.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1			1		2	2024年

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)				
															16	16	461	178	38.6	10	6	34	9	26.5						
		岐阜市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大垣市													0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		高山市													0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		多治見市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		関市													2	2	50	18	36.0	0	0	0	0	0.0						
		中津川市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美濃市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		瑞浪市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		羽島市													2	2	111	27	24.3	0	0	0	0	0.0						
		恵那市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美濃加茂市													2	2	82	31	37.8	0	0	0	0	0.0						
		土岐市													3	3	79	37	46.8	0	0	0	0	0.0						
		各務原市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		可児市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山県市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		瑞穂市													0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		飛騨市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		本巣市													2	2	42	20	47.6	3	2	9	2	22.2						
		郡上市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		下呂市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		海津市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岐南町													0	0	0	0	0.0	1	1	7	4	57.1						
		笠松町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		養老町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		垂井町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		関ヶ原町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神戸町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		輪之内町													1	1	15	8	53.3	0	0	0	0	0.0						
		安八町													2	2	29	13	44.8	0	0	0	0	0.0						
		揖斐川町													2	2	53	24	45.3	3	0	9	0	0.0						
		大野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		池田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北方町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		坂祝町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富加町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川辺町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		七宗町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八百津町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東白川村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		御嵩町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白川村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	道	府	市	区	町	村	コ	ロ	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
											問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
											問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
											23			1の合計	39	0	33		0				34	34	34	34	34	19
											12			2の合計	1	32	6		39				1	1	1	1	1	1
											1			3の合計	1	2			0				1	1	1	1	3	0
											6			4の合計	1	5							6	6	6	6	4	0
21					201	岐阜市					1	岐阜市職員の旧姓使用に関する要綱 第5条第1項 任命権者は、前条第2項及び第3項の規定による申請について、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	岐阜市	1	3	1	岐阜市議会会議規則 第2条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
21					202	大垣市					1	大垣市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大垣市議会	1	2	1	大垣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21						高山市					1	高山市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、届出をすることにより、職場において旧姓を使用することができる。	高山市議会	1	2	1	高山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21						多治見市					1	多治見市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げるものに旧姓を使用することができる。 (1) 人事又は給与に関する条例、規則又は訓令等の規定により職員が作成する文書等 (2) 起案書 (3) 検査調書 (4) 事務引継書 (5) 研修受講レポート (6) 名刺 (7) 前各号に掲げるもののほか、旧姓を使用して法律、条例、規則又は訓令等(以下「法令等」という。)の規定に反する恐れのない文書等で所属長が認めるもの	多治見市議会	1	2	1	多治見市議会会議規則 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21						205 関市					1	関市職員の旧姓使用に関する要綱 第6条第1項 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	関市議会	1	3	1	関市議会会議規則、関市議会委員会条例 ・関市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ・関市議会委員会条例第12条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
21						206 中津川市					1	中津川市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、中津川市の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名刺、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	中津川市議会	1	2	1	中津川市議会会議規則 第2条 1項省略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21						207 美濃市					2				1	2	1	美濃市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2項、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1		
21						208 瑞浪市					1	瑞浪市職員旧姓使用取扱要綱 本則全て	瑞浪市議会	1	2	1	瑞浪市議会会議規則 第2条2項□ 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。□	2				1	1	1	1	1		
21						209 羽島市					2			羽島市議会	1	2	1	羽島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

道	区	府	町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
								問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び13の場合を除く。)						
県	村	町	コ	コ	村	ド	ド	議 会 名	1. 明記した規定がある。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
21	210	恵那市	2					恵那市議会	1	2	1	恵那市議会会議規則 第2条第1号 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2条第2号 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
21	211	美濃加茂市	1		美濃加茂市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条 この訓令は、美濃加茂市の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名れ、名刺その他の文書(以下「文書等」という。))に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであっておおむね別表第1に掲げるものとする。 (1)法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2)職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの		1	2	1	美濃加茂市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1			
21	212	土岐市	1		土岐市職員旧姓使用取扱要綱 第1条から第7条			土岐市議会	1	2	1	土岐市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
21	213	各務原市	1		各務原市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条 この要綱は、各務原市の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名れ、名刺その他の文書(以下「文書等」という。))に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。			各務原市議会	1	2	1	各務原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
21	214	可児市	1		可児市職員旧姓使用取扱要項 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。			可児市議会	1	2	1	可児市議会会議規則 §2② 第2条 議員は、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1
21	215	山県市	1		山県市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法律等に抵触するおそれなく、職員の同一性の確認が容易にできる文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。			山県市議会	1	2	1	山県市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
21	216	瑞穂市	1		瑞穂市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次案に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。			瑞穂市議会	1	2	1	瑞穂市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
21	217	飛騨市	4					飛騨市議会	1	2	1	飛騨市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
21	218	本巣市	1		本巣市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次案に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。			本巣市議会	1	2	1	本巣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
21	219	郡上市	1		郡上市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、郡上市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。			郡上市議会	1	2	1	郡上市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

道 区 府 町 村 コ コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6				問12-7				
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び13の場合を除く。)				
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
21	220	下呂市	1	下呂市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、市長の事務部に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 2 旧姓の使用の承認を受けた職員は、前項に規定するすべての文書等において旧姓を使用するものとする。 第4条 職員は、第2条の規定による旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書について、特に必要があると認められるときは、当該職員に対して、当該申請書記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。 第5条 市長は、旧姓の使用を承認した場合は、その旨を速やかに所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓の使用の承認は申請できないものとする。 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する書類等の写しを所属長を経由して市長に提出することにより、旧姓の使用を承認したものとみなす。 第8条 市長は、旧姓の使用を承認した後において、当該職員の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該職員の旧姓の使用の取消しを求めることができる。 第9条 市長は、第4条から前条までについて、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 第10条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、関係機関及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	下呂市議会	1	2	1	下呂市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	221	海津市	2		海津市議会	1	2	1	海津市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	302	岐南町	2		岐南町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	3		
21	303	笠松町	1	笠松町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上において誤解や混乱を招くおそれがないと認められる文書等で、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外の文書等であって、別表第2に掲げるものとする。 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て町長に申請しなければならない。	笠松町議会	1	4	2	2			2		2	2	2	2		
21	341	養老町	2		養老町議会	1	2	1	養老町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	361	垂井町	1	垂井町職員旧姓使用取扱要綱第2条 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	垂井町議会	1	2	1	垂井町議会会議規則 第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	362	関ヶ原町	1	関ヶ原町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの	関ヶ原町議会	1	2	1	関ヶ原町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
21	381	神戸町	2		神戸町議会	1	4	2		2			3	3	3	3			
21	382	輪之内町	1	輪之内町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届出し、旧姓の使用に関し承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	輪之内町議会	1	2	1	輪之内町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び13の場合を除く。)								
					議 会 名								配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
21	383	安八町	2		安八町議会	1	2	1	安八町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21	401	揖斐川町	4		揖斐川町議会	1	2	1	揖斐川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21	403	大野町	4		大野町議会	1	2	1	大野町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅参しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
21	404	池田町	2		池田町議会	1	2	1	池田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき又は遅参しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
21	421	北方町	3			1	4	2		2				4	4	4	4	4		
21	501	坂祝町	4		坂祝町議会	4								4	4	4	4	4		
21	502	富加町	4		富加町議会	1	2	1	富加町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
21	503	川辺町	4		川辺町議会	1	2	1	川辺町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
21	504	七宗町	2		七宗町議会	2								4	4	4	4	4		
21	505	八百津町	1	八百津町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいては、旧姓(押印を含む、以下同じ。)を使用することができるものとする。	八百津町議会	1	2	1	八百津町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
21	506	白川町	1	白川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備をはかるため、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、町長に届出し、旧姓の使用に関し承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	白川町議会	1	2	1	白川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、事由によっては、その限りでない。 2 前項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
21	507	東白川村	2		東白川村議会	1	4	2		2				4	4	4	4	4		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問12-1 議員の出産を 欠席事由とし て明記した規 定(産休を含 む)があるか。	問12-2 問1で1.を選 択した場合、 取得するこ とが可能な休 業期間は、次 のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選 択した場合、 出産に係る 産前産後期 間の明記は あるか。	問12-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の 条文(本文) を記入して ください。	問12-5 問1で1.を選 択した場合、 休暇期間の 報酬について 減額の規定 はあるか。		問12-6 問5で1.を選 択した場合 該当部分の 条文(本文) を記入して ください。		問12-7 議員の仕事と 生活の両立の 観点からの欠 席事由につい て、以下の事 由について1 ～4のいずれ か一つに○を つけてくださ い。 1. 個別の各 事由を明記し た規定がある 。 2. 個別の各 事由を明記し た規定はない が、解釈又は 運用上認め ている。 3. 個別の各 事由を明記し た規定がなく 、解釈又は運 用上も認め ていない。 4. 個別の各 事由を明記し た規定がなく 、過去に事例 がない。 (2及び13の 場合を除く。)						
コ ー ド	コ ー ド	村 名	1. 明記した規定 があり、認めてい る。 2. 明記した規定 はないが、運用上 認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に使 用した事例も判断 したこともない。	左記で、1.を選 択した場合 該当部分の条文 (本文)を記入し てください。	議 会 名	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上 も認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に 事例がない。 5. 期間の定め はない。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間より 短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同 等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間より 長い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
21	521	御嵩町	1	御嵩町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、御嵩町の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名札、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外であって、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(別記様式第1号)により、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用届の提出があったときは、使用開始年月日を定め、旧姓使用届受理通知書(別記様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に、受理した旨を通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用届受理通知書を受理した職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)により、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度前条第1項の規定による旧姓使用の届出はできないものとする。 (旧姓使用職員名簿) 第5条 町長は、前2条の届出の内容を旧姓使用職員名簿(別記様式第4号)に記載し、管理するものとする。 (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たり、町民に対し、又は職場において誤解又は混乱が生じないように常に努めなければならない。 2 所属長は、旧姓使用職員の旧姓使用に関し、適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。	御嵩町議会	1	2	2		2				1	1	1	1	1	
21	604	白川村	2		白川村議会	3							4	4	4	4	3		

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画の実施にしていることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント防止に関する規定	2 ハラスメントを設置している議員向け相談窓口	3 その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			0	1	3	2	0	1		13	4	0	3		7			
			1	2	13					10	8	6	13		32			
			0	0	26					18	11	36	0		2			
			41	39									26					
21	201	岐阜市	4	4	3						3		3	4		1	地域防災計画 第3章 第16節 避難対策 【実施担当部】 1略2略3略4略5略6略7略8市民協働推進部－男女共同参画部局 7 避難所の運営 (1)避難所における生活環境維持 …また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。…	
21	202	大垣市	4	4	3						3		3	2		1	大垣市地域防災計画 第2章 災害予防 第1節 総 則 第1項 防災協働社会の形成推進 2. 推進体制 (3) 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立 市及び県は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。 また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
21	203	高山市	4	4	3						1		3	2		2		
21	204	多治見市	4	4	3						3		3	2		2		
21	205	関市	4	4	2						2		2	2		1	関市地域防災計画 女性専用の災害相談窓口の開設	
21	206	中津川市	4	4	2						1		1	3	4	2		
21	207	美濃市	4	4	3						3		3	4				
21	208	瑞浪市	4	4	3						3		3	4		2		
21	209	羽島市	4	2	2						2		2	3	4	1	羽島市地域防災計画 第2章災害予防第1節総則 第1項防災協働社会の形成推進 2推進体制 (3) 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立 市は、多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。 また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
21	210	恵那市	4	4	2						2		2	2	4	2		
21	211	美濃加茂市	4	4	3						1		3	3	4	2		
21	212	土岐市	4	4	2						3		2	2		2		
21	213	各務原市	4	4	2						1		3	3	4	2		
21	214	可児市	2	2	2						2		2	2	4	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1			
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているかどうか。	問12-11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13ハラメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定がありますか。	問12-15男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要となる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 . ハラスメント等(倫理規定等)の防止に関する規定がある	2 . ハラスメントに関連する議員向け相談窓口を設置している	3 . その他	その他内容										1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			ド	ド	名																
21	215	山泉市	4	4	1	1				山泉市議会基本条例、山泉市議会議員のハラメントの防止に関する要綱 【山泉市議会基本条例】(該当部分のみ) 第16条 第2項 議員は、何人に対しても嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。 【山泉市議会議員のハラメントの防止に関する要綱】(全文) (建旨) 第1条 この要綱は、山泉市議会議員(以下「議員」という。)による議員間及び職員に対するハラメントの防止及び排除のための措置並びにハラメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ハラスメント 次号から第4号までに掲げるものの総称をいう。 (2) セクシャル・ハラメント 相手を不快にさせる性的な言動(同性に対するもの及び性的指向又は性自認に関する偏見に基づくものを含む。)をいう。 (3) パワー・ハラメント 職務上の地位、人間関係等の優位性を背景に、業務の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的苦痛を与える行為をいう。 (4) その他のハラメント 前2号に掲げるもののほか、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は精神的若しくは身体的苦痛を与え、相手に不利益若しくは意欲の低下をもたらす又は議会活動の環境を害するものをいう。 (議員及び議長の責務) 第3条 全ての議員は、互いの人格を尊重し合い、ハラメントに該当する行為をしてはならない。 2 ハラスメントの被害を受けた議員は、自分が不快に感じていることを明確に意思表示するよう努めるものとする。 3 ハラスメント及びハラメントが疑われる行為を知った議員は、当該議員に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長又は副議長に当該事態について報告をしなければならない。 4 議長は、ハラメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラメントに起因する問題が生じた場合は、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 (相談員) 第4条 ハラスメントに関する相談に対応するため、相談員を置く。 2 議長が指名する議員2名以上を相談員とする。ただし、ハラメントとの関係が疑われる者は、相談員になることができない。 (相談等への対応) 第5条 ハラスメントに関する相談は、相談員2名以上で対応するものとする。ただし、当事者双方どちらかが希望しない場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 相談員は、事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。 3 相談員は、相談業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。 4 相談は、相談者に十分配慮して行うこと。 5 議長は、相談員から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該議員に対して、指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。 6 議長は、ハラメントの内容が複雑で、議会内での解決が困難と思われる場合は、弁護士、学識経験者等に指導、助言を求めることができる。 (議長職務の代行) 第6条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは議会運営委員長が、議長及び副議長並びに議会運営委員長が共に調査の対象となったときは、これらを除く議員のうち議席番号が最も大きい者が、この要綱に規定する議長の職務を行うものとする。 (研修) 第7条 議長は、第3条第1項に定める議員の責務の遂行に資するため議員に対する研修を実施するものとする。 (秘密の保持) 第8条 相談に関与した議員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けることのないよう留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。	1	3	3	4		2					
21	216	瑞穂市	4	4	3						2	3	2	2			2				

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																					
道	区	府 町	県 村 町	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12				問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1												
											議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。				ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。												
											1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハラスメント防止(倫理規定等)に関する規定	2 ・ 相談窓口を設置している議員向け	3 ・ その他	その他内容												1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
21	217		飛騨市								4	4	2						3		3	1			2													
											飛騨市議会議員の通称名等の使用に関する規程																											
											第1条 この訓令は、飛騨市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9条に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き継ぎ、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用するときは、通称名等使用届出書(様式第1号)に本人の戸籍抄本を添えて議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、及び議員としての活動上支障がないと認める時は、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出書については、通称名等の使用を開始しようとする日の30日前までに提出するものとする。ただし、通称名の使用の場合はこの限りではない。																											
21	218		本巣市								4	4	1	1					2	3	3	2			2													
											本巣市議会議員によるハラスメントに関する条例 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。 (議員の責務) 第5条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントに関する行動指針を遵守し、ハラスメントの防止及び根絶に努めるものとする。 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃した内容を議長に報告しなければならない。																											
21	219		郡上市								4	4	3						1	1	3	1			2													
											郡上市議会議員の通称名称等の使用に関する規定																											
											第1条 この訓令は、郡上市議会議員(以下「議員」という。)が議会において通称名等を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令において、通称名等とは、次に掲げるものをいう。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称名 (2) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」という。)と異なる字体により記載された氏名を通用字体にした氏名 (3) 漢字表記を平仮名表記にした氏名 (4) 婚姻、養子縁組等で変更した氏の変更前の氏にした氏名																											
21	220		下呂市								4	4	3						3		3	2			2													
21	221		海津市								4	1	3						1	1	3	4		研修の実施	1	海津市地域防災計画 平常時及び災害時における男女共同参画担当部署等の役割について、防災担当部局と男女共同参画部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。												
21	302		岐南町								4	4	3						2	2	3	2			2													

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定がありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止のものを以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
道	区	区	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント(倫理規定等)防止に関する規定	2 ・相談窓口を設置している議員向け		3 ・その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
21	503	川辺町	4	4	3						3		3	4			2	
21	504	七宗町	4	4	3						3	0	3	4			2	
21	505	八百津町	4	4	2						1	1	2	4			2	
21	506	白川町	4	4	1			3	研修		1	3	3	4			2	
21	507	東白川村	4	4	3						3		3	2			2	
21	521	御嵩町	4	4	2						1	2	3	4			2	
21	604	白川村	4	4	3						3	0	3	4			2	